(b)　(a)に規定する情報は、調査の対象となる行為が被要請者内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2　被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3　要請者の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請者の権限のある当局は、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　この協定は、両締約者に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a)　要請の対象となる者を特定する事項

(b)　要請者の課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間

(c)　要請する情報の性質及び要請者が希望する当該情報を受領する形式

(d)　要請する情報を必要とする課税目的及び当該情報が要請者の法令の運用又は執行に関連すると認める理由

(e)　要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める合理的な根拠

(f)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(g)　次のことの記述

(i)　要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われていること。

(ii)　要請する情報が要請者の領域的管轄内にあったとしたならば、要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて当該情報を入手することができること。

(iii)　要請がこの協定に従って行われていること。

(h)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

6　被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者の権限ある当局に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請者の権限のある当局に対してその旨を直ちに通知し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明すること。

第六条　海外における租税に関する調査

1　被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者の法令に従い、被要請者内における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、被要請者の法令に従い、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条　要請を拒否することができる場合

1　被要請者の権限のある当局は、次の場合には、支援を拒否することができる。

(a)　要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合

(b)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段をとらなかった場合（そのような手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）

(c)　要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合

2　被要請者は、要請された情報が要請者の領域的管轄内にあったとしても要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて入手することができない場合には、当該情報を入手し、又は提供することを要求されない。

3　この協定は、一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この3の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条1(a)に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請者は、要請者の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、その要請を拒否することができる。

第八条　秘密

1　この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

2　1に規定する情報は、第一条に定める目的（不服申立てについての決定を含む。）に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、両締約者内にあるものに対してのみ開示するものとし、これらの者又は当局は、当該目的のためにのみ当該情報を使用する。当該情報は、当該目的のため、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1に規定する情報は、被要請者の権限のある当局の書面による明示の同意なしに、第一条に定める目的以外の目的のために使用することができない。

4　1に規定する情報は、非締約者内にある者又は当局に開示することができない。

第九条　保護

この協定を実施するに当たり、被要請者の法令又は行政上の慣行によりその要請に係る情報を有する者に対して保障されている権利及び保護は、引き続き適用される。被要請者は、実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる方法でこのような権利及び保護を適用してはならない。

第十条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

第十一条　相互協議手続

1　両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は解釈に関し困難又は疑義が生ずる場合には、その問題を合意によって解決するよう努める。

2　両締約者の権限のある当局は、1に規定する合意に加え、第五条及び第六条の規定の適用のための手続について相互に合意することができる。

3　両締約者の権限のある当局は、この条の規定に基づく合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第十二条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十三条　効力発生

両締約者の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続を完了した旨を外交上の経路を通じて書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、

(a)　犯則租税事案に関しては、対象となる犯則租税事案に係る課税年度にかかわらず、この協定が効力を生ずる日から適用し、

(b)　第一条の規定の対象となる他の全ての事案に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する課税年度（課税年度がない場合には、同日以後に課される租税）に関する要請についてのみ適用する。